

# 電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく 立入検査実施要領

平成18年3月27日 17県安第1605号  
改正 平成27年6月16日 27危管第1309号  
改正 平成28年3月 1日 27危管第4778号

電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）（以下「法」という）第29条第1項の規程に基づき電気工事業を営む者に対し、立入検査を計画的かつ定期的に実施するため、立入検査の方法及びその結果の取り扱いを次のとおり定める。

## 1 立入検査の目的

立入検査により、電気工事業を営む者に関する実態を把握し、法の執行の適正化を図ることを目的とする。

## 2 立入検査の対象

本要領における立入検査の対象は、電気工事業を営む者であって登録電気事業者、通知電気事業者、みなし登録電気事業者及びみなし通知電気事業者等（以下「事業者」という。）とする。

## 3 立入検査の頻度

立入検査は、新規に登録等をした事業者については、登録等を実施した翌年度に必ず実施し、以降、一事業者につき概ね5年に1回の頻度で行う。

## 4 立入検査に係る実施計画の策定

- (1) 立入検査に係る実施計画（以下「立入検査計画」という。）は、毎年度当初において策定することとする。
- (2) 策定した立入検査計画については、その実施予定月及び月毎の予定件数を毎年度4月30日までに危機管理部消防保安課に報告することとする。
- (3) 立入検査計画は、計画作成後の情勢変化等により必要と判断した場合には、変更することができることとする。
- (4) 立入検査計画には、立入検査の時期及び被検査事業者を定めることとする。ただし、臨時に行う立入検査については、この限りでない。

## 5 立入検査の実施

### (1) 立入検査日の通知

事業者に対する立入検査の実施通知は、立入検査予定日の概ね1月前までに行うものとする。

ただし、緊急時等やむを得ない場合においては、この限りではない。

また、通知到達後、事業者から日程等の変更の要望があった場合には、可能な限り調整するものとする。

### (2) 立入検査の実施体制

立入検査は原則として一営業所につき2人以上で実施するものとする。

### (3) その他

苦情申し出又は他の行政庁からの通報等により判明した、違法に電気工事業を営む者に対する立入検査については、その都度適宜行うものとする。

## 6 立入検査の方法

### (1) 立入検査の検査項目

原則として別紙1「電気工事業者立入検査書」(以下、「立入検査書」という。)に掲げる項目に従って、主任電気工事士等からの聞き取り及び帳簿等の確認により行うこと。

### (2) 聞き取りにより確認する事項

① 主任電気工事士が行う一般用電気工事に係る作業管理が十分であるか(法第20条) ※登録電気工事業者及びみなし登録電気工事業者のみ

② 電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させてないか(法第21条)

③ 請け負った電気工事を当該電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け負わせていないか(法第22条)

④ 電気用品安全法による表示の付されていない電気用品を電気工事に使用していないか(法第23条)

⑤ 標識の掲示の有無及び記載事項に誤りはないか(法第25条)

⑥ 電気工事業登録後又は開始通知後に、建設業法上の許可を受けているかどうか(登録電気工事業者又は通知電気工事業者のみ)

⑦ その他 法令等の整備状況

### (3) 帳簿等により確認する事項

① 帳簿の有無及び記載事項に誤りはないか、保存期間が守られているか。(法第26条)

② 主任電気工事士の免状番号、講習受講の有無を免状により確認。(電気工事士法第4条の3)

③ 登録番号、届出受理番号等の確認。

④ 絶縁抵抗計その他の経済産業省令で定められた器具を備えているか。(法第24条)

(4) 改善報告書の提出等

① 改善報告書の提出

上記(2)及び(3)について、不備等が認められた場合には事業者から改善報告書(様式例1)を提出させる。

ア (3)の④については、購入したこと等を証明するものを添付させること。

イ (2)の⑤については、写真等を添付させること。

※現場用の標識については、口頭注意とし、報告書は徴しない。

ウ (3)の①については、直近1年分の写しを徴する。但し、内容不備等の場合はその部分を抽出しての提出とする。

② 改善報告書の提出期限

改善に要する期間に応じて設定した期間内(概ね1か月以内)とする。

(5) その他

法令等に基づく届出等が必要な場合で、住所、氏名、主任電気工事士等に係るものについては、早急な手続きを指導すること。(申請書等の用紙を持参し、指導する。)

7 検査実施上の注意事項

- (1) 立入検査の際には、必ず立入検査証を持参すること。
- (2) 検査開始の際に、「本検査は、電気工事業法第29条第1項に基づき行われる立入検査であること。」を被検査事業者の説明すること。
- (3) 本検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者には、罰則規定が適用されることを必要に応じ伝達すること。(法第40条第5号)
- (4) 検査を実施する際には、法の内容等についても説明を行い、事業者の保安意識の高揚を図ること。

8 立入検査中の疑義

検査を行っている時間内に疑義が生じ、検査時間内で解決できない場合は、持ち帰った上で、法令等に照らして適切であるか否かの検討をし、後日対処することとする。

また、必要に応じ、被検査事業者に追加説明を求めたり、再度立入検査等を行う。

9 立入検査の報告等

- (1) 検査を実施した職員は、検査を終了したときは、検査において指摘した事項、改善項目等の内容を含めた立入検査の結果を所属長に報告すること。
- (2) 検査結果において、改善を要する事項があった場合には、検査後速やかに当該事業者へ指導通知(様式例2)を行うこと。  
また、上記6(4)の改善を要する事項があった場合は、事業者に対して、併せて改善報告(様式例1)を求めて改善を促すこと。
- (3) 改善結果については、被検査事業者から改善状況を記した報告書及び関係資料を徴収するとともに、必要に応じて再度立入検査を行うことにより、改善状況を確認すること。

- (4) 立入検査結果等については、別紙２「電気工事業法関係業務実施状況報告」により翌年度４月３０日までに危機管理部消防保安課に報告すること。

附 則

本実施要領は、平成１８年４月 １日から施行する。

附 則

本実施要領は、平成２７年６月１６日から施行する。

附 則

本実施要領は、平成２８年３月 １日から施行する。